

令和2年度公益財団法人やまがた農業支援センター 農業経営法人化支援事業費助成金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 公益財団法人やまがた農業支援センター(以下「支援センター」という。)は、意欲ある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化への支援をするため、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)、令和2年度山形県農業経営法人化等総合支援事業費(国庫補助事業)補助金交付要綱(令和2年4月1日農担第98号山形県農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、農業経営法人化支援事業(農業法人の設立に対する助成)国実施要綱別記3に定める団体とする。

(助成の額)

第3条 助成の額は次のとおりとする。

第2条に掲げる事業 25万円(定額)

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国実施要綱別記3第5の規定に準拠し、別紙様式第1号「農業経営法人化支援事業費助成金交付申請書(法人化)」を支援センターに提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付について必要な事項は、支援センター理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松正俊 殿

住所
法人名
代表者名 印

令和2年度農業経営法人化支援事業助成金交付申請書(法人化)

下記のとおり法人化しましたので、令和2年度公益財団法人やまがた農業支援センター農業経営法人化支援事業費助成金交付要綱第4条の規定に基づき、農業経営法人化支援事業(法人化)の助成金の交付を申請します。

記

- 1 法人名
- 2 法人設立登記年月日
- 3 構成員数
- 4 経営面積

(添付資料)

- ・登記事項証明書
- ・定款の写し
- ・構成員名簿
- ・集落営農法人以外は、上記に加え、地域からの農地の利用権設定等や雇用がわかる資料(農地台帳、雇用契約書の写し等)